

生涯せたな町で暮らすプロジェクト

少子高齢化や格差社会など私たちを取り巻く環境が大きく変化している中で、健康で幸せに暮らすことは誰もが望むことです。笑顔がたえない町づくりを実現するには町民・団体・行政が連携し、「福祉サービス」・「子育て環境」・「健康づくり」・「産業の活性化」・「防犯強化」などの各事業が一つの輪となって支え合う事が大切です。

せたな町では健康で幸せに暮らし続けることができる町づくりを、町民の皆さんと一緒に進めてまいります。

福祉サービス

- **配食サービス**／独居老人、高齢者夫婦世帯に栄養バランスのとれた食事の提供と、安否の確認を行います。
- **除雪サービス**／冬期間に自力で除雪が困難な高齢者などに対して除雪を実施します。
- **入浴サービス**／家庭内での入浴が困難な高齢者及び障害者に対して施設での入浴を実施します。
- **移送サービス**／一般車両による移動が困難な高齢者に対して、福祉専用車両により医療機関へ送迎します。
- **高齢者及び身障者入浴料金助成**／町直営の温泉施設を利用する場合、入浴料の助成を行います。
- **緊急通報サービス**／一人暮らしや高齢者夫婦世帯に緊急通報システムを設置し、緊急時の安全を確保します。
- **障害者外出支援サービス**／公共交通機関の利用困難な重度障害者を対象とし、外出支援のためのタクシー券を交付します。
- **家庭介護用品支給**／在宅で高齢者等を介護している家族の方に、介護用品購入に要する費用の一部を助成します。
- **高齢者支援**／生活上の困難を早期発見し、適切な対応ができるよう75歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯を訪問します。

健康づくりの推進

- **介護予防**／65歳以上の方を対象に、転倒予防をはじめ栄養改善や口腔機能の向上のための専門の講師を招きセミナーを開催します。
- **母子保健**／幼児の健康診査、子どもの健康づくり講座を開催し、母子保健の知識普及に努めます。
- **予防接種**／伝染の危険性がある疾病の発生・まん延を予防するための、予防接種を実施します。
- **健康づくり推進**／若者の健康診査と禁煙治療に対して一部助成を行い、疾病の予防と健康意識の高揚を図ります。



子育て支援

- **保育所通園助成**／大成保育園へ通園している児童の交通費の助成を行います。
- **高等学校通学生徒定期券補助**／町内に住所を有し、路線バスにより檜山北高等学校及び瀬棚商業高等学校へ通学している生徒を対象に定期券購入費用の一部を補助します。

生涯学習

- **高齢者大学**／高齢者の方を対象に様々な講座などを開催し、生涯学習の実践と福祉・交流を行います。

産業後継者の育成

- **産業担い手育成対策**／町内で新たに産業を営み、また新たに産業に就業する方に支援を行います。セミナーを開催し経営意欲の高揚と資質の向上を図ります。

観光PR事業

- **観光PR**／手作りの観光ポスターを作製し町のPRと観光客の増加を図ります。

国際交流

- **国際交流**／姉妹都市提携を結んでいるアメリカ合衆国ハンフォード市との交流を推進します。

防犯・交通安全

- **防犯・交通安全対策**／交通安全街頭啓発などを実施して交通安全の意識高揚を図ります。町内会等で自主的に街路灯を新設した場合に補助を行い防犯強化に努めます。

“地域再生チャレンジ交付金” を活用します。



北海道では、過疎化や高齢化など地域格差の是正に向けて、市町村が住民等と協働して行う地域の再生や活性化の取り組みに対し、交付金による支援をおこなう制度「地域再生チャレンジ交付金」を昨年度よりスタートさせました。

せたな町では、この制度を活用するため高齢者福祉サービス、健康づくりの推進、子育て支援、産業後継者の育成など、みなさんが健康で幸せに暮らし続ける事ができる町づくりを目指し「生涯せたな町で暮らすプロジェクト」を推進します。

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

政府は長寿医療制度(後期高齢者医療制度)について、次のとおり一部の見直しを決めましたので、お知らせします。

[お問い合わせ先] ●北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

●役場本庁保健福祉課高齢者医療係 ☎0137-84-5111

●瀬棚総合支所保健福祉課高齢者医療係 ☎0137-87-3311

●大成総合支所町民福祉課高齢者医療係 ☎01398-4-5511



平成20年度の 保険料の軽減割合を拡大します

所得の低い世帯の方で、下表に該当する方は、平成20年度において新たに次の軽減を受けられます。

●対象になる方

①今年度の均等割額が7割軽減されている方

②賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方

「賦課のもととなる所得金額」は、保険料額決定通知書でご確認ください。

●新たな軽減対策

①均等割額が8.5割軽減になります。

②所得割額が5割軽減になります。

- ・改めて手続きをしていただく必要はありません。
- ・対象になる方には、改めて8月以降に減額後の保険料のお知らせを送付します。

被用者保険の 被扶養者だった方へ

被用者保険の被扶養者だった方は、年間の保険料の額が2,100円以下になります。

2,100円以下に軽減されていない場合は、被扶養者だったことが確認できていない可能性がありますので、お手数ですが役場担当者にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

●被用者保険とは

政府管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

保険料の納め方を変更できます

保険料が年金から差し引かれている方(10月以降に差し引かれる予定の方も含みます。)で、下表のどちらかに該当する場合は、申し出により口座振替で納めることができます。

●対象になる方

①国民健康保険の保険料(税)を確実に納付していた方(本人)が口座振替で納める場合

②年金収入が180万円未満の方で、本人以外の世帯主または配偶者が口座振替で納める場合

- ・納め方の変更をお申し出いただいた場合、年金からの保険料の差し引きを中止します。お申し出の時期により、年金からの差し引きを中止する月は異なります。
- ・8月15日までに申し出いただいた場合、10月に振り込まれる年金からの保険料の差し引きを中止します。
- ・口座振替を開始する月はお申し込みの時期により異なります。

訪問看護

自宅に看護師が伺い、療養生活を支援いたします。

◆退院の後で自宅生活に不安がある方、介護方法で悩んでいる方など、お気軽にご相談ください。

訪問診療
訪問リハビリ
も行っております。



お問い合わせ 道南ロイヤル病院
地域医療連携室 ☎0137-84-5011

(有料広告)